

令03原機（大安）050  
令和3年8月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉敏雄（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）  
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）  
核燃料物質使用施設等保安規定の変更

この保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。  
なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

### 1. 変更の内容

#### (1) 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理終了に伴う変更

- ① 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理作業終了に伴い、第74条の3「燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理に伴う安全対策」及び別表第44（第74条の3・酸化処理に関する作業における作業員の力量）の削除を行う。

#### (2) 核燃料物質取扱制限量に係る変更

- ① 別表第40（第73条・核燃料物質取扱制限量）の(1)AGFにおいて、No.12グローブボックス、質量分析用グローブボックス、フード3、フード4、フード5及びフード6について取扱制限量を削除する。
- ② 別表第40（第73条・核燃料物質取扱制限量）の(4)FMFにおいて、電顕室及び実験室における取扱制限量を追加する。
- ③ 別表第40（第73条・核燃料物質取扱制限量）の(4)FMFにおいて、MMFキャスク及びMMFキャスク2における取扱制限量を追加する。

#### (3) 分析装置及び使用場所の追加に係る変更

- ① 第74条「核燃料物質の使用」の第1項において、FMF（集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計）において気密を保持した上で微量の核燃料物質を取り扱う場合に係る記載を追加する。
- ② 別図第6（第31条、第64条・FMF管理区域図）の1階平面図の補修室を電顕室に名称変更する。

#### (4) 照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条非該当（以下「施行令第四十一条非該当」という。）に伴う記載の削除

- ① 第5条「職務」の(22)において、燃料材料開発部長の職務を「次項から第26号」から「次項から第25号」に変更する。(24)の集合体試験課長の職務からMMF及びMMF-2に係る運搬の記載及び(26)の材料試験課長の職務を削除する。
- ② 第31条「管理区域」の第1項からMMF及びMMF-2に関する記載を削除する。
- ③ 第50条「放射線管理用機器類の管理」の第1項からMMF及びMMF-2に関する別表第21及び別表第22の記載を削除する。
- ④ 第53条「固体廃棄物の廃棄」の第8項からMMF及びMMF-2に関する記載を削除する。
- ⑤ 第54条「液体廃棄物の容器による廃棄」の第3項からMMFに関する記載を削除する。
- ⑥ 第56条「廃液タンクの液体廃棄物の廃棄」の第1項及び第4項からMMFに関する記載を削除する。
- ⑦ 第63条「放射性廃棄物の引渡しにあたっての措置」の第2項(2)からMMF及びMM

F－2に関する記載を削除する。

- ⑧ 第64条「放射性廃棄物の保管」の第2項からMMFの図面に関する記載及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ⑨ 第65条「要員の配置」の第5項の材料試験課長に関する記載を削除する。第13項からMMF及びMMF－2に関する別表第21及び別表第22の記載を削除する。
- ⑩ 第73条「臨界管理」の第3項及び第4項からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ⑪ 第74条「核燃料物質の使用」の第1項からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ⑫ 別表第1（第2条、第5条・対象使用施設等）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ⑬ 別表第2及び別表第3（第3条・施設管理者一覧、管理区域管理者一覧）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ⑭ 別表第21及び別表第22（第50条、第65条・放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法）のMMF及びMMF－2に関する放射線管理用機器を削除する。
- ⑮ 別表第32（第56条、第57条・各施設の廃液タンクにおける発生元の分類）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ⑯ 別表第33（第56条、第59条・一般排水溝へ放出する液体廃棄物の放出管理目標値）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ⑰ 別表第34（第58条、第59条・気体廃棄物の放出管理目標値）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ⑱ 別表第36（第67条、第70条・負圧及び負圧警報設定値）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。合わせて、別表第36（4）から（6）について番号を（2）から（4）に繰り上げる。
- ⑲ 別表第37（第67条・セル等内火災に関する消防設備等）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。合わせて、別表第37（4）及び（5）について番号を（2）及び（3）に繰り上げる。
- ⑳ 別表第39（第72条・年間予定使用量）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。合わせて、別表第39（4）及び（5）について番号を（2）及び（3）に繰り上げる。
- ㉑ 別表第40（第73条・核燃料物質取扱制限量）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。合わせて、別表第40（4）及び（5）について番号を（2）及び（3）に繰り上げる。
- ㉒ 別表第41（第65条、第77条・巡視）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。
- ㉓ 別表第43（第74条・漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するための制限）からMMF及びMMF－2に関する記載を削除する。合わせて、別表第43の表内（4）について番号を（2）に繰り上げる。
- ㉔ 別図第1（第4条・使用施設等の管理組織）において、材料試験課長を削除する。
- ㉕ 別図第4（第31条、第64条・MMF管理区域図）及び別図第5（第31条・MMF－2管理区域図）を削除する。

#### （5）記載の適正化に係る変更

- ① その他、表記の見直しを行う。

## 2. 変更の理由

### (1) 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理終了に伴う変更

照射燃料試験施設において、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理作業が終了したため。

### (2) 核燃料物質取扱制限量に係る変更

- ① 照射燃料試験施設において、No. 12 グローブボックス、質量分析用グローブボックス、フード3、フード4、フード5及びフード6 の核燃料物質の使用を終了するため。
- ② 照射燃料集合体試験施設において、核燃料物質の使用場所を追加するため。
- ③ 照射材料試験施設のキャスク2基を照射燃料集合体試験施設へ移管するため。

### (3) 分析装置及び使用場所の追加に係る変更

- ① 照射燃料集合体試験施設において、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の十一の九で規定されている数量を超えない核燃料物質をセル等以外の使用場所で取り扱うため。
- ② 照射燃料集合体試験施設において、使用場所（透過型電子顕微鏡等の設置場所）を追加するため。

### (4) 照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設の施行令第四十一条非該当に伴う記載の削除

照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設における核燃料物質の年間予定使用量を、プルトニウム1 g未満に削減する変更が令和3年6月22日付けで許可されたことにより、施行令第四十一条非該当施設となつたため。

### (5) 記載の適正化に係る変更

表記の適正化を図るため、所要の見直しを行う。

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所（南地区）  
核燃料物質使用施設等保安規定

新旧対照表

令和3年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
第1編 総則	第1編 総則	

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則 第1条～第4条（省略）</p> <p>（職務） 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21)（省略）</p> <p>(22) 燃料材料開発部長は、次号から<u>第26号</u>までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(23)（省略）</p> <p>(24) 集合体試験課長は、F MFに関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行うとともに、AG F、<u>MMF</u>及び<u>MMF-2</u>に関する核燃料物質等（放射性廃棄物を除く。）の運搬業務を行う。ただし、第18号、第21号及び第33号に掲げる業務を除く。</p> <p>(25)（省略）</p> <p>(26) <u>材料試験課長は、MMF及びMMF-2に関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行う。ただし、第18号、第21号、第24号及び第33号に掲げる業務を除く。</u></p> <p>(27)～(33)（省略）</p> <p>第6条～第30条（省略）</p>	<p>第1編 総則 第1条～第4条（変更なし）</p> <p>（職務） 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21)（変更なし）</p> <p>(22) 燃料材料開発部長は、次号から<u>第25号</u>までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(23)（変更なし）</p> <p>(24) 集合体試験課長は、F MFに関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行うとともに、AG Fに関する核燃料物質等（放射性廃棄物を除く。）の運搬業務を行う。ただし、第18号、第21号及び第33号に掲げる業務を除く。</p> <p>(25)（変更なし）</p> <p>(26) <u>削除</u></p> <p>(27)～(33)（変更なし）</p> <p>第6条～第30条（変更なし）</p>	<p>第26号削除のため</p> <p>施行令第41条非該当のため削除</p> <p>施行令第41条非該当のため削除</p>

変更前	変更後	備考
第2編 放射線管理	第2編 放射線管理	

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等</p> <p>(管理区域)</p> <p>第31条 管理区域は、AGFについては別図第3、MMFについては別図第4、MMF-2については別図第5、FMFについては別図第6、WDFについては別図第7、JWTFについては別図第8、IRAFについては別図第9に掲げる区域とする。ただし、WDFの管理区域を別表第12に従い区分する。</p> <p>2 所長は、管理区域のうち、外部放射線に係る線量のみが線量告示に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれがある区域を第二種管理区域として、それ以外の区域を第一種管理区域として区分する。また、これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等</p> <p>(管理区域)</p> <p>第31条 管理区域は、AGFについては別図第3、FMFについては別図第6、WDFについては別図第7、JWTFについては別図第8、IRAFについては別図第9に掲げる区域とする。ただし、WDFの管理区域を別表第12に従い区分する。</p> <p>2 所長は、管理区域のうち、外部放射線に係る線量のみが線量告示に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれがある区域を第二種管理区域として、それ以外の区域を第一種管理区域として区分する。また、これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	施行令第41条非該当のため削除
<p>第32条～第49条の7 (省略)</p> <p>(放射線管理用機器類の管理)</p> <p>第50条 放射線管理第1課長は、別表第20から別表第26までに掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	<p>第32条～第49条の7 (変更なし)</p> <p>(放射線管理用機器類の管理)</p> <p>第50条 放射線管理第1課長は、別表第20及び別表第23から別表第26までに掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	別表第21及び別表第22削除のため

変更前	変更後	備考
第3編 核燃料物質等の運搬 及び放射性廃棄物等 の管理	第3編 核燃料物質等の運搬 及び放射性廃棄物等 の管理	

変更前	変更後	備考
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第51条～第52条（省略）</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理 (固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第53条 作業担当課長は、固体廃棄物を封入し廃棄する場合は、別表第30に掲げるところに従い、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納し、それぞれの容器に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>4 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。ただし、WDFにあっては、大型機械等を固体廃棄物としてセル又はホールに受け入れ、前処理を実施することができる。</p> <p>5 作業担当課長は、第1項から第4項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、別表第11第2項(リ)及び(ス)に従い記録する。</p> <p>6 管理区域管理者は、前項の記録を別表第11第2項(リ)及び(ス)に従い保存する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第1項の所定の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>8 管理区域管理者（高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、第1項に基づきAGF<u>MMF、MMF-2及びFMF</u>から固体廃棄物をWDFで前処理するために環境技術課長に引き渡す場合は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含んだ物を引き渡してはならない。</p> <p>第53条の2（省略）</p> <p>（液体廃棄物の容器による廃棄）</p> <p>第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、<u>MMF及びFMF</u>については高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>第55条（省略）</p> <p>（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJWTF又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない</p>	<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第51条～第52条（変更なし）</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理 (固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第53条 作業担当課長は、固体廃棄物を封入し廃棄する場合は、別表第30に掲げるところに従い、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納し、それぞれの容器に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>4 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。ただし、WDFにあっては、大型機械等を固体廃棄物としてセル又はホールに受け入れ、前処理を実施することができる。</p> <p>5 作業担当課長は、第1項から第4項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、別表第11第2項(リ)及び(ス)に従い記録する。</p> <p>6 管理区域管理者は、前項の記録を別表第11第2項(リ)及び(ス)に従い保存する。</p> <p>7 管理区域管理者は、第1項の所定の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>8 管理区域管理者（高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、第1項に基づきAGF及びFMFから固体廃棄物をWDFで前処理するために環境技術課長に引き渡す場合は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含んだ物を引き渡してはならない。</p> <p>第53条の2（変更なし）</p> <p>（液体廃棄物の容器による廃棄）</p> <p>第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>第55条（変更なし）</p> <p>（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJWTF又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない</p>	施行令第41条非該当のため削除
<p>第55条（省略）</p> <p>（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJWTF又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない</p>		施行令第41条非該当のため削除

変更前	変更後	備考
<p>い場合には、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>なお、廃液タンクに貯留した液体廃棄物をJWT Fへ移送するときは、<u>MMF</u>及び<u>WDF</u>からは専用の廃液運搬車を使用し、FMFからは廃液輸送管を使用する。</p> <p>2 管理区域管理者は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含む液体廃棄物を移送してはならない。</p> <p>3 高速炉第1課長は、液体廃棄物をJWT Fに受け入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第3 1に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>4 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第3 1における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、<u>MMF</u>及び<u>FMF</u>については高速炉第1課長がJWT Fの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第3 3に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>7 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第3 3に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>8 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>第5 7条～第6 2条（省略）</p> <p>（放射性廃棄物の引渡しにあたっての措置）</p> <p>第6 3条 環境技術課長は、管理区域管理者から引き渡された固体廃棄物及び第5 4条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物が別表第3 0及び別表第3 1に掲げる線量当量率又は放射性物質含有量の基準又は放射性物質濃度の基準に従って、分類並びにそれらの表示がなされていることを確認すること。</p> <p>(2) アルファ線を放出する放射性物質を含むものにあっては、放射性廃棄物に含まれるアルファ線を放出する放射性物質の含有量が表示されていることを確認すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設に運搬する場合は、専用の運搬車で行うとともに、引き渡し数量、内容物、線量当量率等の表示を確認して廃棄物管理施設に引き渡すこと。</p> <p>2 環境技術課長、高速炉第1課長及び燃料試験課長は、第5 6条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 液体廃棄物が別表第3 1に掲げる放射性物質濃度の基準に従って、分類されていることを確</p>	<p>い場合には、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>なお、廃液タンクに貯留した液体廃棄物をJWT Fへ移送するときは、WDFからは専用の廃液運搬車を使用し、FMFからは廃液輸送管を使用する。</p> <p>2 管理区域管理者は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含む液体廃棄物を移送してはならない。</p> <p>3 高速炉第1課長は、液体廃棄物をJWT Fに受け入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第3 1に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>4 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第3 1における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWT Fの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第3 3に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>7 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第3 3に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>8 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>第5 7条～第6 2条（変更なし）</p> <p>（放射性廃棄物の引渡しにあたっての措置）</p> <p>第6 3条 環境技術課長は、管理区域管理者から引き渡された固体廃棄物及び第5 4条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物が別表第3 0及び別表第3 1に掲げる線量当量率又は放射性物質含有量の基準又は放射性物質濃度の基準に従って、分類並びにそれらの表示がなされていることを確認すること。</p> <p>(2) アルファ線を放出する放射性物質を含むものにあっては、放射性廃棄物に含まれるアルファ線を放出する放射性物質の含有量が表示されていることを確認すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設に運搬する場合は、専用の運搬車で行うとともに、引き渡し数量、内容物、線量当量率等の表示を確認して廃棄物管理施設に引き渡すこと。</p> <p>2 環境技術課長、高速炉第1課長及び燃料試験課長は、第5 6条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 液体廃棄物が別表第3 1に掲げる放射性物質濃度の基準に従って、分類されていることを確</p>	<p>施行令第41条非該当のため削除</p> <p>施行令第41条非該当のため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>認すること。</p> <p>(2) 廃液タンクに貯留された液体廃棄物を引き渡し先に移送する場合は、<u>MMF</u>、<u>MMF-2</u>、<u>F MF</u>、<u>WDF</u>及び<u>I RAF</u>においては専用の廃液運搬車、<u>AGF</u>においては専用の廃液運搬車又は廃液輸送管、<u>JWTF</u>においては廃液輸送管により行うこと。ただし、廃液輸送管によって移送する液体廃棄物の放射性物質の濃度については、別表第31に掲げる液体廃棄物Aの濃度の基準に従うものとする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を引き渡す場合は、引き渡し量、放射性物質の濃度、主な核種等を確認すること。</p> <p>3 環境技術課長、高速炉第1課長及び燃料試験課長は、固体廃棄物及び液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときは、当該廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理施設に送付する。</p> <p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第64条 管理区域管理者は、固体廃棄物を環境技術課長に引き渡すまでの間、保管廃棄施設に保管する。</p> <p>2 前項の保管廃棄施設は、<u>AGF</u>については別図第3、<u>MMF</u>については別図第4、<u>F MF</u>については別図第6、<u>WDF</u>については別図第7、<u>JWTF</u>については別図第8、<u>I RAF</u>については別図第9に定めるとおりとする。ただし、<u>MMF-2</u>において固体廃棄物を保管する場合は、<u>MMF</u>の保管廃棄施設で保管する。</p> <p>3 <u>WDF</u>及び<u>JWTF</u>の管理区域管理者は、放射線管理第1課長と協議して、前項に定める保管廃棄施設以外の場所を、固体廃棄物の搬出入時に限り廃棄物保管場所として管理区域内に一時的に設定できる。</p> <p>4 管理区域管理者は、保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。ただし、<u>WDF</u>において金属製容器に収納できない可燃性のものについては、火災防止の措置を施し保管する。</li> <li>(2) 保管廃棄施設の巡視を実施する。</li> <li>(3) 保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</li> <li>(4) みだりに人が立ち入らないよう施錠する。</li> <li>(5) 保管廃棄施設を示す標識を設ける。</li> <li>(6) 目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</li> </ul>	<p>認すること。</p> <p>(2) 廃液タンクに貯留された液体廃棄物を引き渡し先に移送する場合は、<u>F MF</u>、<u>WDF</u>及び<u>I RA F</u>においては専用の廃液運搬車、<u>AGF</u>においては専用の廃液運搬車又は廃液輸送管、<u>JWTF</u>においては廃液輸送管により行うこと。ただし、廃液輸送管によって移送する液体廃棄物の放射性物質の濃度については、別表第31に掲げる液体廃棄物Aの濃度の基準に従うものとする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を引き渡す場合は、引き渡し量、放射性物質の濃度、主な核種等を確認すること。</p> <p>3 環境技術課長、高速炉第1課長及び燃料試験課長は、固体廃棄物及び液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときは、当該廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理施設に送付する。</p> <p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第64条 管理区域管理者は、固体廃棄物を環境技術課長に引き渡すまでの間、保管廃棄施設に保管する。</p> <p>2 前項の保管廃棄施設は、<u>AGF</u>については別図第3、<u>F MF</u>については別図第6、<u>WDF</u>については別図第7、<u>JWTF</u>については別図第8、<u>I RAF</u>については別図第9に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>WDF</u>及び<u>JWTF</u>の管理区域管理者は、放射線管理第1課長と協議して、前項に定める保管廃棄施設以外の場所を、固体廃棄物の搬出入時に限り廃棄物保管場所として管理区域内に一時的に設定できる。</p> <p>4 管理区域管理者は、保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。ただし、<u>WDF</u>において金属製容器に収納できない可燃性のものについては、火災防止の措置を施し保管する。</li> <li>(2) 保管廃棄施設の巡視を実施する。</li> <li>(3) 保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</li> <li>(4) みだりに人が立ち入らないよう施錠する。</li> <li>(5) 保管廃棄施設を示す標識を設ける。</li> <li>(6) 目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</li> </ul>	<p>施行令第41条非該当のため削除</p> <p>施行令第41条非該当のため削除</p> <p>施行令第41条非該当のため削除</p>

変更前	変更後	備考
第4編 施設管理	第4編 施設管理	

変更前	変更後	備考
<b>第4編 施設管理</b> <b>第1章 施設の運転管理</b> <b>第1節 通則</b> (要員の配置) <p>第65条 施設管理統括者は、使用施設等の核燃料物質等の取扱業務を行う者を確保する。</p> <p>2 放射線管理部長は、使用施設等の放射線管理等の業務を行う者を確保する。</p> <p>3 集合体試験課長は、第5条第1項第24号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>4 燃料試験課長は、第5条第1項第25号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>5 <u>材料試験課長は、第5条第1項第26号の業務を行うために、要員を配置する。</u></p> <p>6 高速炉技術課長は、第5条第1項第28号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>7 高速炉第1課長は、第5条第1項第29号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>8 高速炉第2課長は、第5条第1項第30号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>9 高速炉照射課長は、第5条第1項第31号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>10 環境技術課長は、第5条第1項第33号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>11 施設管理者は、別表第41に定める設備の操作に関して、設備ごとに担当者を定める。</p> <p>12 放射線管理第1課長は、第5条第1項第18号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>13 放射線管理第1課長は、別表第20から別表第26に関して、機器ごとに担当者を定める。</p> <p>14 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質等の取扱いに際し、臨界管理に係る計量管理を行う担当者を定める。</p> <p>第66条～第72条（省略）</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第73条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の使用、保管及び運搬を行うときは、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 核燃料物質の使用及び保管に係る臨界管理は、管理する区域を設定し、質量管理によりこれを行う。ただし、FMFの除染セル、クリーンセル、第2除染セルにおける取扱い及び集合体キャスクによる移送においては、質量管理及び形状管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第40のとおりとする。</p> <p>3 AGF、<u>MMF</u>、<u>MMF-2</u>、FMF及びIRAFへ施設外より核燃料物質を受け入れるときは、次の各号により臨界管理を行う。</p> <p>(1) <u>MMF</u>、<u>MMF-2</u>及びIRAFにおいて、計量管理を担当する者は、受入れ後の施設全体の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>(2) AGF、<u>MMF</u>、<u>MMF-2</u>及びFMFにおいて、計量管理を担当する者は、別表第40に掲げる受け入れる取扱区域における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>4 AGF、<u>MMF</u>、<u>MMF-2</u>及びFMF内において、別表第40に掲げる取扱区域間で核燃料物質を移動するときは、次の各号により臨界管理を行う。</p> <p>(1) 計量管理を担当する者は、受入れ先の取扱区域における移動後の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認する。</p>	<b>第4編 施設管理</b> <b>第1章 施設の運転管理</b> <b>第1節 通則</b> (要員の配置) <p>第65条 施設管理統括者は、使用施設等の核燃料物質等の取扱業務を行う者を確保する。</p> <p>2 放射線管理部長は、使用施設等の放射線管理等の業務を行う者を確保する。</p> <p>3 集合体試験課長は、第5条第1項第24号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>4 燃料試験課長は、第5条第1項第25号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>5 <del>削除</del></p> <p>6 高速炉技術課長は、第5条第1項第28号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>7 高速炉第1課長は、第5条第1項第29号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>8 高速炉第2課長は、第5条第1項第30号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>9 高速炉照射課長は、第5条第1項第31号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>10 環境技術課長は、第5条第1項第33号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>11 施設管理者は、別表第41に定める設備の操作に関して、設備ごとに担当者を定める。</p> <p>12 放射線管理第1課長は、第5条第1項第18号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>13 放射線管理第1課長は、別表第20及び別表第23から別表第26に関して、機器ごとに担当者を定める。</p> <p>14 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質等の取扱いに際し、臨界管理に係る計量管理を行う担当者を定める。</p> <p>第66条～第72条（変更なし）</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第73条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の使用、保管及び運搬を行うときは、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 核燃料物質の使用及び保管に係る臨界管理は、管理する区域を設定し、質量管理によりこれを行う。ただし、FMFの除染セル、クリーンセル、第2除染セルにおける取扱い及び集合体キャスクによる移送においては、質量管理及び形状管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第40のとおりとする。</p> <p>3 AGF、FMF及びIRAFへ施設外より核燃料物質を受け入れるときは、次の各号により臨界管理を行う。</p> <p>(1) IRAFにおいて、計量管理を担当する者は、受入れ後の施設全体の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>(2) AGF及びFMFにおいて、計量管理を担当する者は、別表第40に掲げる受け入れる取扱区域における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>4 AGF及びFMF内において、別表第40に掲げる取扱区域間で核燃料物質を移動するときは、次の各号により臨界管理を行う。</p> <p>(1) 計量管理を担当する者は、受入れ先の取扱区域における移動後の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認する。</p>	施行令第41条非該当のため削除  別表第21及び別表第22削除のため

変更前	変更後	備考
<p>(2) 計量管理を担当する者は、移動状況及び形状管理状況について現場確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第74条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、セル等（MMFにおいては被覆管試験セル、MMF-2においてはNo.1セル及びNo.2-1セルに限る。）及びフード以外の場所で核燃料物質を使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる核燃料物質を使用する場合並びにIRAFにおいてFPソース要素及び核燃料物質はくを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天然ウラン（化合物を含む。）又は劣化ウラン（化合物を含む。）  (2) 濃縮ウラン（化合物を含む。）、プルトニウム（化合物を含む。）、ウラン-233（化合物を含む。）、濃縮ウラン（化合物を含む。）とプルトニウム（化合物を含む。）の混合物のいずれかであって密封（電着線源等を含む。）されたもの。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を使用するときは、当該使用場所に核燃料物質取扱制限量を表示する。</p> <p>4 施設管理者（環境技術課長、高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するために、別表第43に掲げる制限を超えないように管理する。</p> <p>5 施設管理者（環境技術課長、高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、核燃料物質を保管した容器を開封する場合には気密設備であるセル又はグローブボックスにおいて行う。</p> <p>第74条の2 (省略)</p> <p>(燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理に伴う安全対策)</p> <p>第74条の3 燃料試験課長は、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン試料（以下この条において「試料」という。）の酸化処理が完了するまでは、試料が第3条の3の「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」を満たしていないため、施設内の試料の移動作業、試料のバッギング及びバッグアウト作業並びに試料の酸化処理におけるグローブボックス作業において、作業員に全面マスクを着用させて内部被ばくの防止の措置を講ずる。</p> <p>2 燃料試験課長は、試料を収納した金属容器のバッグアウト時には金属容器表面及びバッグ表面の汚染検査を行うとともに、金属容器を金属製の気密容器に収納した上で移動する。</p> <p>3 燃料試験課長は、酸化処理における加熱時は、消火剤を設置する等の火災対策を行うとともに、常時監視を実施して安全を確保する。</p> <p>4 燃料試験課長は、試料の酸化処理に係る作業を行う場合、別表第44で必要とされる十分な力量を有する者を作業に充てる。</p> <p>第75条～第82条 (省略)</p>	<p>(2) 計量管理を担当する者は、移動状況及び形状管理状況について現場確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第74条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、セル等及びフード以外の場所で核燃料物質を使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる核燃料物質を使用する場合、IRAFにおいてFPソース要素及び核燃料物質はくを使用する場合並びにFMF（集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計）において気密を保持した上で微量の核燃料物質を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天然ウラン（化合物を含む。）又は劣化ウラン（化合物を含む。）  (2) 濃縮ウラン（化合物を含む。）、プルトニウム（化合物を含む。）、ウラン-233（化合物を含む。）、濃縮ウラン（化合物を含む。）とプルトニウム（化合物を含む。）の混合物のいずれかであって密封（電着線源等を含む。）されたもの。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を使用するときは、当該使用場所に核燃料物質取扱制限量を表示する。</p> <p>4 施設管理者（環境技術課長、高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するために、別表第43に掲げる制限を超えないように管理する。</p> <p>5 施設管理者（環境技術課長、高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、核燃料物質を保管した容器を開封する場合には気密設備であるセル又はグローブボックスにおいて行う。</p> <p>第74条の2 (変更なし)</p> <p>(削る)</p> <p>第75条～第82条 (変更なし)</p>	<p>施行令第41条非該当のため削除 分析装置の追加に伴う変更</p> <p>燃研棟貯蔵容器の酸化処理作業終了に伴う記載の削除</p>

変更前	変更後	備考
附 則	附 則	

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	附則の追記

変更前	変更後	備考
別 表	別 表	

変更前					変更後					備考
別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条）					別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条）					
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
使用施設等	設備区分 主要設備等	付帶設備	施設内管理用 施設外管理用	放射線管理用機器	使用施設等	設備区分 主要設備等	付帶設備	施設内管理用 施設外管理用	放射線管理用機器	記載の適正化
(1) 照射燃料試験施設（以下「AGF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) 廃液処理装置 (5) その他付帶設備以外の設備	(1) 換気設備 (2) 電源設備 (3) 非常用電源設備	別表第20に掲げる放射線管理用機器 別表第17及び別表第19に掲げる放射線管理用機器	(1) 照射燃料試験施設（以下「AGF」という。） (2) セル等 (3) フード (4) 廃液設備 (5) その他付帶設備以外の設備	(1) 换気設備 (2) 電源設備 (3) 非常用電源設備	別表第20に掲げる放射線管理用機器 別表第17に掲げる放射線管理用機器	(1) 换気設備 (2) 電源設備 (3) 非常用電源設備 (4) 廃液処理装置 (5) その他付帶設備以外の設備	別表第20に掲げる放射線管理用機器	別表第17に掲げる放射線管理用機器	施行令第41条非該当のため削除
(2) 照射材料試験施設（以下「MMF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帶設備以外の設備		別表第21に掲げる放射線管理用機器	(削る)			(削る)		(削る)	施行令第41条非該当のため削除
(3) 第2照射材料試験施設（以下「MMF-2」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帶設備以外の設備		別表第22に掲げる放射線管理用機器	(削る)			(削る)		(削る)	項番の繰り上げ
(4) 照射燃料集合体試験施設（以下「FMF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帶設備以外の設備		別表第23に掲げる放射線管理用機器	(2) 照射燃料集合体試験施設（以下「FMF」という。） (1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帶設備以外の設備		別表第23に掲げる放射線管理用機器	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帶設備以外の設備	別表第23に掲げる放射線管理用機器	別表第23に掲げる放射線管理用機器	項番の繰り上げ
(5) 固体廃棄物前処理施設（以下「WD-F」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液処理装置 (4) その他付帶設備以外の設備		別表第24に掲げる放射線管理用機器	(3) 固体廃棄物前処理施設（以下「WD-F」という。） (1) セル等 (2) フード (3) 廃液処理装置 (4) その他付帶設備以外の設備		別表第24に掲げる放射線管理用機器	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液処理装置 (4) その他付帶設備以外の設備	別表第24に掲げる放射線管理用機器	別表第24に掲げる放射線管理用機器	項番の繰り上げ
(6) 廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃棄物処理設備 (4) その他付帶設備以外の設備		別表第25に掲げる放射線管理用機器	(4) 廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。） (1) セル等 (2) フード (3) 廃棄物処理設備 (4) その他付帶設備以外の設備		別表第25に掲げる放射線管理用機器	(1) セル等 (2) フード (3) 廃棄物処理設備 (4) その他付帶設備以外の設備	別表第25に掲げる放射線管理用機器	別表第25に掲げる放射線管理用機器	項番の繰り上げ
(7) 照射装置組立検査施設（以下「IR-AF」という。）	(1) 廃液設備 (2) その他付帶設備以外の設備		別表第26に掲げる放射線管理用機器	(5) 照射装置組立検査施設（以下「IR-AF」という。） (1) 廃液設備 (2) その他付帶設備以外の設備		別表第26に掲げる放射線管理用機器	(1) 廃液設備 (2) その他付帶設備以外の設備	別表第26に掲げる放射線管理用機器	別表第26に掲げる放射線管理用機器	項番の繰り上げ

変更前	変更後	備考																																																
別表第2 施設管理者一覧（第3条） <table border="1"> <tr><th>施設名</th><th>施設管理者</th></tr> <tr><td>(1) A G F</td><td>燃料試験課長</td></tr> <tr><td>(2) MM F</td><td><u>材料試験課長</u></td></tr> <tr><td>(3) MM F - 2</td><td></td></tr> <tr><td>(4) F M F</td><td>集合体試験課長</td></tr> <tr><td>(5) W D F</td><td>環境技術課長</td></tr> <tr><td>(6) J W T F</td><td>高速炉第1課長</td></tr> <tr><td>(7) I R A F</td><td>高速炉照射課長</td></tr> </table>	施設名	施設管理者	(1) A G F	燃料試験課長	(2) MM F	<u>材料試験課長</u>	(3) MM F - 2		(4) F M F	集合体試験課長	(5) W D F	環境技術課長	(6) J W T F	高速炉第1課長	(7) I R A F	高速炉照射課長	別表第2 施設管理者一覧（第3条） <table border="1"> <tr><th>施設名</th><th>施設管理者</th></tr> <tr><td>(1) A G F</td><td>燃料試験課長</td></tr> <tr><td>(2) F M F</td><td><u>（削る）</u></td></tr> <tr><td>(3) W D F</td><td><u>（削る）</u></td></tr> <tr><td>(4) J W T F</td><td>集合体試験課長</td></tr> <tr><td>(5) I R A F</td><td>環境技術課長</td></tr> <tr><td>(6) J W T F</td><td>高速炉第1課長</td></tr> <tr><td>(7) I R A F</td><td>高速炉照射課長</td></tr> </table>	施設名	施設管理者	(1) A G F	燃料試験課長	(2) F M F	<u>（削る）</u>	(3) W D F	<u>（削る）</u>	(4) J W T F	集合体試験課長	(5) I R A F	環境技術課長	(6) J W T F	高速炉第1課長	(7) I R A F	高速炉照射課長	施行令第41条非該当のため削除 項番の繰り上げ (以下同じ。)																
施設名	施設管理者																																																	
(1) A G F	燃料試験課長																																																	
(2) MM F	<u>材料試験課長</u>																																																	
(3) MM F - 2																																																		
(4) F M F	集合体試験課長																																																	
(5) W D F	環境技術課長																																																	
(6) J W T F	高速炉第1課長																																																	
(7) I R A F	高速炉照射課長																																																	
施設名	施設管理者																																																	
(1) A G F	燃料試験課長																																																	
(2) F M F	<u>（削る）</u>																																																	
(3) W D F	<u>（削る）</u>																																																	
(4) J W T F	集合体試験課長																																																	
(5) I R A F	環境技術課長																																																	
(6) J W T F	高速炉第1課長																																																	
(7) I R A F	高速炉照射課長																																																	
別表第3 管理区域管理者一覧（第3条） <table border="1"> <tr><th>施設名</th><th>管理区域区分</th><th>管理区域管理者</th></tr> <tr><td>(1) A G F</td><td>第一種管理区域 第二種管理区域</td><td>燃料試験課長</td></tr> <tr><td>(2) MM F</td><td>第一種管理区域</td><td><u>材料試験課長</u></td></tr> <tr><td>(3) MM F - 2</td><td>第一種管理区域</td><td></td></tr> <tr><td>(4) F M F</td><td>第一種管理区域</td><td>集合体試験課長</td></tr> <tr><td>(5) W D F</td><td>第一種管理区域</td><td>環境技術課長</td></tr> <tr><td>(6) J W T F</td><td>第一種管理区域</td><td>高速炉第1課長</td></tr> <tr><td>(7) I R A F</td><td>第一種管理区域</td><td>高速炉照射課長</td></tr> </table>	施設名	管理区域区分	管理区域管理者	(1) A G F	第一種管理区域 第二種管理区域	燃料試験課長	(2) MM F	第一種管理区域	<u>材料試験課長</u>	(3) MM F - 2	第一種管理区域		(4) F M F	第一種管理区域	集合体試験課長	(5) W D F	第一種管理区域	環境技術課長	(6) J W T F	第一種管理区域	高速炉第1課長	(7) I R A F	第一種管理区域	高速炉照射課長	別表第3 管理区域管理者一覧（第3条） <table border="1"> <tr><th>施設名</th><th>管理区域区分</th><th>管理区域管理者</th></tr> <tr><td>(1) A G F</td><td>第一種管理区域 第二種管理区域</td><td>燃料試験課長</td></tr> <tr><td>(2) F M F</td><td><u>（削る）</u></td><td></td></tr> <tr><td>(3) W D F</td><td><u>（削る）</u></td><td></td></tr> <tr><td>(4) J W T F</td><td>第一種管理区域</td><td>集合体試験課長</td></tr> <tr><td>(5) I R A F</td><td>第一種管理区域</td><td>環境技術課長</td></tr> <tr><td>(6) J W T F</td><td>第一種管理区域</td><td>高速炉第1課長</td></tr> <tr><td>(7) I R A F</td><td>第一種管理区域</td><td>高速炉照射課長</td></tr> </table>	施設名	管理区域区分	管理区域管理者	(1) A G F	第一種管理区域 第二種管理区域	燃料試験課長	(2) F M F	<u>（削る）</u>		(3) W D F	<u>（削る）</u>		(4) J W T F	第一種管理区域	集合体試験課長	(5) I R A F	第一種管理区域	環境技術課長	(6) J W T F	第一種管理区域	高速炉第1課長	(7) I R A F	第一種管理区域	高速炉照射課長	施行令第41条非該当のため削除 項番の繰り上げ (以下同じ。)
施設名	管理区域区分	管理区域管理者																																																
(1) A G F	第一種管理区域 第二種管理区域	燃料試験課長																																																
(2) MM F	第一種管理区域	<u>材料試験課長</u>																																																
(3) MM F - 2	第一種管理区域																																																	
(4) F M F	第一種管理区域	集合体試験課長																																																
(5) W D F	第一種管理区域	環境技術課長																																																
(6) J W T F	第一種管理区域	高速炉第1課長																																																
(7) I R A F	第一種管理区域	高速炉照射課長																																																
施設名	管理区域区分	管理区域管理者																																																
(1) A G F	第一種管理区域 第二種管理区域	燃料試験課長																																																
(2) F M F	<u>（削る）</u>																																																	
(3) W D F	<u>（削る）</u>																																																	
(4) J W T F	第一種管理区域	集合体試験課長																																																
(5) I R A F	第一種管理区域	環境技術課長																																																
(6) J W T F	第一種管理区域	高速炉第1課長																																																
(7) I R A F	第一種管理区域	高速炉照射課長																																																
別表第4～別表第10（省略）	別表第4～別表第10（変更なし）																																																	

変更前					変更後					備考
別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第29条）					別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第29条）					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (イ) 使用前確認の結果（第81条）	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (イ) 使用前確認の結果（第81条）	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
(途中省略)										
3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。） (イ) 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時 (ロ) 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻 (ハ) 警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）*2*3 （第70条、第79条） (ニ) 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	使用の都度（連續式にあっては連続して） 開始及び停止の都度 その都度 操作の開始及び交代の都度	施設管理者 施設管理者 施設管理者又は放射線管理第1課長 施設管理者	施設管理者 施設管理者 施設管理者又は放射線管理第1課長 施設管理者	1年間 1年間 1年間 1年間	3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。） (イ) 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時 (ロ) 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻 (ハ) 警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）*2*3 （第70条） (ニ) 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	使用の都度（連續式にあっては連続して） 開始及び停止の都度 その都度 操作の開始及び交代の都度	施設管理者 施設管理者 施設管理者又は放射線管理第1課長 施設管理者	施設管理者 施設管理者 施設管理者又は放射線管理第1課長 施設管理者	1年間 1年間 1年間 1年間	記載の適正化
(以下省略)										
* 1 : 第61条の汚染された水銀以外は、廃棄物管理施設に引き渡す。 * 2 : 核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 * 3 : 検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものを除く。	* 1 : 第61条の汚染された水銀以外は、廃棄物管理施設に引き渡す。 * 2 : 核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 * 3 : 検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものを除く。									
別表第12～別表第20（省略）	別表第12～別表第20（変更なし）									

変更前	変更後	備考																												
<p>別表第2 1 MMF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線管理用機器</th><th>測定線種</th><th>数量</th><th>測定項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td><td><u><math>\gamma</math></u></td><td><u>6台</u></td><td>管理区域内の<math>\gamma</math>線の線量率</td></tr> <tr> <td>非常用モニタ</td><td><u><math>\gamma</math></u></td><td><u>3台</u></td><td>臨界事故の検出</td></tr> <tr> <td>排気モニタ 〔<math>\beta</math> <math>\gamma</math>ダストモニタ〕 <math>\alpha</math>ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ</td><td><u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u></td><td><u>各1台</u></td><td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td></tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td><td><u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u></td><td><u>検出器3台 吸引端20ヶ所</u></td><td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td></tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td><td><u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u></td><td><u>2台</u></td><td>サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度</td></tr> <tr> <td>サーベイメータ</td><td><u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u></td><td><u>1式</u></td><td>線量率並びに表面密度</td></tr> </tbody> </table>	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	<u><math>\gamma</math></u>	<u>6台</u>	管理区域内の $\gamma$ 線の線量率	非常用モニタ	<u><math>\gamma</math></u>	<u>3台</u>	臨界事故の検出	排気モニタ 〔 $\beta$ $\gamma$ ダストモニタ〕 $\alpha$ ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ	<u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>各1台</u>	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	室内ダストモニタ	<u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>検出器3台 吸引端20ヶ所</u>	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	ハンドフットモニタ	<u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>2台</u>	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーベイメータ	<u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>1式</u>	線量率並びに表面密度	別表第2 1 削除	施行令第41条非該当のため削除
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目																											
エリアモニタ	<u><math>\gamma</math></u>	<u>6台</u>	管理区域内の $\gamma$ 線の線量率																											
非常用モニタ	<u><math>\gamma</math></u>	<u>3台</u>	臨界事故の検出																											
排気モニタ 〔 $\beta$ $\gamma$ ダストモニタ〕 $\alpha$ ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ	<u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>各1台</u>	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度																											
室内ダストモニタ	<u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>検出器3台 吸引端20ヶ所</u>	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																											
ハンドフットモニタ	<u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>2台</u>	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度																											
サーベイメータ	<u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>1式</u>	線量率並びに表面密度																											
<p>別表第2 2 MMF-2放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線管理用機器</th><th>測定線種</th><th>数量</th><th>測定項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td><td><u><math>\gamma</math></u></td><td><u>5台</u></td><td>管理区域内の<math>\gamma</math>線の線量率、臨界事故の検出*</td></tr> <tr> <td>排気モニタ 〔<math>\beta</math> <math>\gamma</math>ダストモニタ〕 <math>\alpha</math>ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ</td><td><u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u></td><td><u>各1台</u></td><td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td></tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td><td><u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u></td><td><u>検出器2台 吸引端12ヶ所</u></td><td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td></tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td><td><u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u></td><td><u>2台</u></td><td>サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度</td></tr> <tr> <td>サーベイメータ</td><td><u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u></td><td><u>1式</u></td><td>線量率並びに表面密度</td></tr> </tbody> </table> <p>* : 3台が臨界事故の検出機能を合わせ持つ</p>	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	<u><math>\gamma</math></u>	<u>5台</u>	管理区域内の $\gamma$ 線の線量率、臨界事故の検出*	排気モニタ 〔 $\beta$ $\gamma$ ダストモニタ〕 $\alpha$ ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ	<u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>各1台</u>	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	室内ダストモニタ	<u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>検出器2台 吸引端12ヶ所</u>	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	ハンドフットモニタ	<u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>2台</u>	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーベイメータ	<u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>1式</u>	線量率並びに表面密度	別表第2 2 削除	施行令第41条非該当のため削除				
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目																											
エリアモニタ	<u><math>\gamma</math></u>	<u>5台</u>	管理区域内の $\gamma$ 線の線量率、臨界事故の検出*																											
排気モニタ 〔 $\beta$ $\gamma$ ダストモニタ〕 $\alpha$ ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ	<u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>各1台</u>	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度																											
室内ダストモニタ	<u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>検出器2台 吸引端12ヶ所</u>	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																											
ハンドフットモニタ	<u><math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>2台</u>	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度																											
サーベイメータ	<u><math>\alpha</math>、<math>\beta</math> <math>\gamma</math></u>	<u>1式</u>	線量率並びに表面密度																											
別表第2 3 ~ 別表第3 1 (省略)	別表第2 3 ~ 別表第3 1 (変更なし)																													

変更前			変更後			備考
<b>別表第32 各施設の廃液タンクにおける発生元の分類（第56条、第57条）</b>			<b>別表第32 各施設の廃液タンクにおける発生元の分類（第56条、第57条）</b>			
施設	廃液タンク	発生元	施設	廃液タンク	発生元	
AGF	放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水 No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、No.11セル内排水 No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水	AGF	放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水 No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、No.11セル内排水 No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水	
MMF	放出前廃液タンク 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	手洗、床排水、試験機冷却水、暗室排水、補機室排水 $\beta\gamma$ セル床排水、サービスエリア床排水、ホット更衣室床排水 サービスエリア床排水、保守室の流し及び床排水		(削る)		施行令第41条非該当のため削除
MMF-2	放出前廃液タンク	手洗、床排水、試験機冷却水、サンプリングフード用排水、鉄セル空調機排水		(削る)		施行令第41条非該当のため削除
F MF	既設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 除染セル、クリーンセル、トランスマルチトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水	F MF	既設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 除染セル、クリーンセル、トランスマルチトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水	
	増設 施設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水		増設 施設 液体廃棄物Aタンク 液体廃棄物Bタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水 第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水	
WDF	放出前廃液貯槽 液体廃棄物A貯槽 $\alpha$ 廃液貯槽	ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水 手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水 $\alpha$ セル、 $\beta\gamma$ セル、 $\alpha$ ホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン	WDF	放出前廃液貯槽 液体廃棄物A貯槽 $\alpha$ 廃液貯槽	ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水 手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水 $\alpha$ セル、 $\beta\gamma$ セル、 $\alpha$ ホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン	
J W T F	液体廃棄物A受入タンク 液体廃棄物B受入タンク 廃液移送タンク ドレンサンプタンク 蒸気ドレンピット	高速実験炉「常陽」とその附属施設、F MF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗 高速実験炉「常陽」とその附属施設、F MF、 <u>MMF</u> 、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク、液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水 床ドレン、機器ドレン 蒸気ドレン	J W T F	液体廃棄物A受入タンク 液体廃棄物B受入タンク 廃液移送タンク ドレンサンプタンク 蒸気ドレンピット	高速実験炉「常陽」とその附属施設、F MF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗 高速実験炉「常陽」とその附属施設、F MF、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク 液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水 床ドレン、機器ドレン 蒸気ドレン	施行令第41条非該当のため削除 所要の見直し
I R A F	貯留タンク	手洗、暗室排水、床排水	I R A F	貯留タンク	手洗、暗室排水、床排水	

変更前			変更後			備考																																													
別表第3 3 一般排水溝へ放出する液体廃棄物の放出管理目標値（第5 6条、第5 9条）			別表第3 3 一般排水溝へ放出する液体廃棄物の放出管理目標値（第5 6条、第5 9条）			施行令第41条非該当のため削除																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>期間</th><th>放出量 (G B q)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大洗研究所（南地区）全体</td><td>1年</td><td><math>3.7 \times 10^{-1}</math></td></tr> <tr> <td>AGF</td><td>1年</td><td><math>4.4 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>MMF</td><td>1年</td><td><math>2.2 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>MMF-2</td><td>1年</td><td><math>2.2 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>F MF</td><td>1年</td><td><math>8.88 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>WDF</td><td>1年</td><td><math>4.4 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>J W T F</td><td>1年</td><td><math>8.88 \times 10^{-2}</math></td></tr> </tbody> </table>			施設	期間	放出量 (G B q)	大洗研究所（南地区）全体	1年	$3.7 \times 10^{-1}$	AGF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$	MMF	1年	$2.2 \times 10^{-2}$	MMF-2	1年	$2.2 \times 10^{-2}$	F MF	1年	$8.88 \times 10^{-2}$	WDF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$	J W T F	1年	$8.88 \times 10^{-2}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>期間</th><th>放出量 (G B q)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大洗研究所（南地区）全体</td><td>1年</td><td><math>3.7 \times 10^{-1}</math></td></tr> <tr> <td>AGF</td><td>1年</td><td><math>4.4 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>FMF</td><td>1年</td><td><math>8.88 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>WDF</td><td>1年</td><td><math>4.4 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>J W T F</td><td>1年</td><td><math>8.88 \times 10^{-2}</math></td></tr> </tbody> </table>	施設	期間	放出量 (G B q)	大洗研究所（南地区）全体	1年	$3.7 \times 10^{-1}$	AGF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$	(削る)			(削る)			FMF	1年	$8.88 \times 10^{-2}$	WDF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$	J W T F	1年	$8.88 \times 10^{-2}$
施設	期間	放出量 (G B q)																																																	
大洗研究所（南地区）全体	1年	$3.7 \times 10^{-1}$																																																	
AGF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$																																																	
MMF	1年	$2.2 \times 10^{-2}$																																																	
MMF-2	1年	$2.2 \times 10^{-2}$																																																	
F MF	1年	$8.88 \times 10^{-2}$																																																	
WDF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$																																																	
J W T F	1年	$8.88 \times 10^{-2}$																																																	
施設	期間	放出量 (G B q)																																																	
大洗研究所（南地区）全体	1年	$3.7 \times 10^{-1}$																																																	
AGF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$																																																	
(削る)																																																			
(削る)																																																			
FMF	1年	$8.88 \times 10^{-2}$																																																	
WDF	1年	$4.4 \times 10^{-2}$																																																	
J W T F	1年	$8.88 \times 10^{-2}$																																																	
別表第3 4 気体廃棄物の放出管理目標値（第5 8条、第5 9条）			別表第3 4 気体廃棄物の放出管理目標値（第5 8条、第5 9条）			施行令第41条非該当のため削除																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>期間</th><th>排気口における放射性物質*の放出量 (G B q)</th><th>排気口におけるよう素1 3 1の放出量 (G B q)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AGF</td><td>1年</td><td><math>3.06 \times 10^{-3}</math></td><td><math>5.20 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>MMF</td><td>1年</td><td><u>3 0 . 3</u></td><td><math>5.79 \times 10^{-3}</math></td></tr> <tr> <td>MMF-2</td><td>1年</td><td><math>3.03 \times 10^{-3}</math></td><td><math>5.78 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>F MF</td><td>1年</td><td><math>2.04 \times 10^{-4}</math></td><td><math>6.92 \times 10^{-2}</math></td></tr> </tbody> </table>			施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (G B q)		排気口におけるよう素1 3 1の放出量 (G B q)	AGF	1年	$3.06 \times 10^{-3}$	$5.20 \times 10^{-2}$	MMF	1年	<u>3 0 . 3</u>	$5.79 \times 10^{-3}$	MMF-2	1年	$3.03 \times 10^{-3}$	$5.78 \times 10^{-2}$	F MF	1年	$2.04 \times 10^{-4}$	$6.92 \times 10^{-2}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>期間</th><th>排気口における放射性物質*の放出量 (G B q)</th><th>排気口におけるよう素1 3 1の放出量 (G B q)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AGF</td><td>1年</td><td><math>3.06 \times 10^{-3}</math></td><td><math>5.20 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>FMF</td><td>1年</td><td><math>2.04 \times 10^{-4}</math></td><td><math>6.92 \times 10^{-2}</math></td></tr> </tbody> </table>	施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (G B q)	排気口におけるよう素1 3 1の放出量 (G B q)	AGF	1年	$3.06 \times 10^{-3}$	$5.20 \times 10^{-2}$	(削る)				(削る)				FMF	1年	$2.04 \times 10^{-4}$	$6.92 \times 10^{-2}$							
施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (G B q)	排気口におけるよう素1 3 1の放出量 (G B q)																																																
AGF	1年	$3.06 \times 10^{-3}$	$5.20 \times 10^{-2}$																																																
MMF	1年	<u>3 0 . 3</u>	$5.79 \times 10^{-3}$																																																
MMF-2	1年	$3.03 \times 10^{-3}$	$5.78 \times 10^{-2}$																																																
F MF	1年	$2.04 \times 10^{-4}$	$6.92 \times 10^{-2}$																																																
施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (G B q)	排気口におけるよう素1 3 1の放出量 (G B q)																																																
AGF	1年	$3.06 \times 10^{-3}$	$5.20 \times 10^{-2}$																																																
(削る)																																																			
(削る)																																																			
FMF	1年	$2.04 \times 10^{-4}$	$6.92 \times 10^{-2}$																																																
<p>* : 放射性物質の主なものは希ガスである。</p>																																																			
別表第3 5 保管廃棄物の分類（第6 1条） (省略)			別表第3 5 保管廃棄物の分類（第6 1条） (変更なし)																																																
別表第3 6 負圧及び負圧警報設定値（第6 7条、第7 0条）			別表第3 6 負圧及び負圧警報設定値（第6 7条、第7 0条）																																																
(1) AGF (省略)			(1) AGF (変更なし)																																																

変更前			変更後	備考
(2) MMF			(削る)	施行令第41条非該当のため削除
設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値		
被覆管試験セル	200 Pa 以上 (20 mmH <sub>2</sub> O 以上) (セルー操作室間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (セルー操作室間)		
ローディングセル	150 Pa 以上 (15 mmH <sub>2</sub> O 以上) (セルー操作室間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (セルー操作室間)		
グローブボックス(被覆管試験セル)	200 Pa 以上 (20 mmH <sub>2</sub> O 以上) (グローブボックスーサービスエリア間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (グローブボックスーサービスエリア間)		
グローブボックス(ガス分析室)	150 Pa 以上 (15 mmH <sub>2</sub> O 以上) (グローブボックスーガス分析室間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (グローブボックスーガス分析室間)		
セルグローブボックス(保守室)	200 Pa 以上 (20 mmH <sub>2</sub> O 以上) (グローブボックスー保守室間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (グローブボックスー保守室間)		
注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する				
(3) MMF-2			(削る)	施行令第41条非該当のため削除
設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値		
No. 1セル、No. 2-1セル	200 Pa 以上 (20 mmH <sub>2</sub> O 以上) (セルー操作室間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (セルー操作室間)		
No. 2-2セル、No. 3セル、 No. 4セル	150 Pa 以上 (15 mmH <sub>2</sub> O 以上) (セルー操作室間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (セルー操作室間)		
グローブボックス(気密型)	200 Pa 以上 (20 mmH <sub>2</sub> O 以上) (グローブボックスーサービスエリア間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (グローブボックスーサービスエリア間)		
グローブボックス(負圧型)	150 Pa 以上 (15 mmH <sub>2</sub> O 以上) (グローブボックスーサービスエリア間)	50 Pa (5 mmH <sub>2</sub> O) (グローブボックスーサービスエリア間)		
注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する				

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線又は~~\_\_\_\_\_~~部分は変更部分）

変更前	変更後	備考									
(4) F M F (省略)	(2) F M F (変更なし)	項番の繰り上げ									
(5) W D F (省略)	(3) W D F (変更なし)	項番の繰り上げ									
(6) J W T F (省略)	(4) J W T F (変更なし)	項番の繰り上げ									
別表第37 セル等内火災に関する消火設備等（第67条）	別表第37 セル等内火災に関する消火設備等（第67条）										
(1) A G F (省略)	(1) A G F (変更なし)										
(2) M M F	<u>(削る)</u>	施行令第41条非該当のため削除									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>セル等名称</th><th>消火設備等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被覆管試験セル、ローディングセル</td><td>消火器具、 粉末消火剤</td><td>給気弁を閉止す る</td></tr> <tr> <td>グローブボックス</td><td>粉末消火剤</td><td></td></tr> </tbody> </table>	セル等名称	消火設備等	備考	被覆管試験セル、ローディングセル	消火器具、 粉末消火剤	給気弁を閉止す る	グローブボックス	粉末消火剤			
セル等名称	消火設備等	備考									
被覆管試験セル、ローディングセル	消火器具、 粉末消火剤	給気弁を閉止す る									
グローブボックス	粉末消火剤										
(3) M M F - 2	<u>(削る)</u>	施行令第41条非該当のため削除									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>セル等名称</th><th>消火設備等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1セル、No. 2-1セル、No. 2-2セル 、No. 3セル、No. 4セル</td><td>ハロゲン化物消火設 備、 粉末消火剤</td><td>給気弁を閉止す る</td></tr> <tr> <td>グローブボックス</td><td>粉末消火剤</td><td></td></tr> </tbody> </table>	セル等名称	消火設備等	備考	No. 1セル、No. 2-1セル、No. 2-2セル 、No. 3セル、No. 4セル	ハロゲン化物消火設 備、 粉末消火剤	給気弁を閉止す る	グローブボックス	粉末消火剤			
セル等名称	消火設備等	備考									
No. 1セル、No. 2-1セル、No. 2-2セル 、No. 3セル、No. 4セル	ハロゲン化物消火設 備、 粉末消火剤	給気弁を閉止す る									
グローブボックス	粉末消火剤										
(4) F M F (省略)	(2) F M F (変更なし)	項番の繰り上げ									
(5) W D F (省略)	(3) W D F (変更なし)	項番の繰り上げ									
別表第38 放射線モニタの警報設定値（第70条） (省略)	別表第38 放射線モニタの警報設定値（第70条） (変更なし)										
別表第39 年間予定使用量（第72条）	別表第39 年間予定使用量（第72条）										
(1) A G F (省略)	(1) A G F (変更なし)										

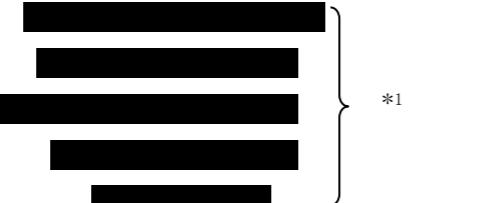
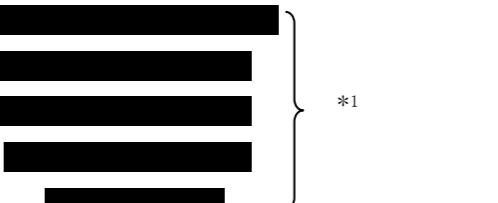
変更前	変更後	備考
(2) MMF	<u>(削る)</u>	施行令第41条非該当のため削除
核燃料物質の種類	年間予定使用量	
	最大存在量	延べ取扱量
(1) 天然ウラン及びその化合物	<u>1 0 0 0 g-U</u>	<u>1 0 0 0 g-U</u>
(2) 劣化ウラン及びその化合物	<u>1 5 0 0 g-U</u>	<u>1 5 0 0 g-U</u>
(3) 濃縮ウラン及びその化合物		
濃縮度 20%未満	<u>3 3 0 g-U</u>	<u>3 5 0 g-U</u>
濃縮度 20%以上	<u>1 3 5 g-U</u>	<u>1 5 0 g-U</u>
(4) プルトニウム及びその化合物	<u>1 0 5 g-Pu</u>	<u>5 0 0 g-Pu</u>
(5) トリウム及びその化合物	<u>5 0 g-Th</u>	<u>5 0 g-Th</u>
(6) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*	<u>5 7 0 g-U・Pu</u>	<u>1 0 0 0 g-U・Pu</u>
* : (6)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。		
(3) MMF-2	<u>(削る)</u>	施行令第41条非該当のため削除
核燃料物質の種類	年間予定使用量	
	最大存在量	延べ取扱量
(1) 天然ウラン及びその化合物	<u>1 0 0 0 g-U</u>	<u>1 0 0 0 g-U</u>
(2) 劣化ウラン及びその化合物	<u>4 0 0 0 g-U</u>	<u>4 0 0 0 g-U</u>
(3) 濃縮ウラン及びその化合物		
濃縮度 20%未満	<u>6 6 0 g-U</u>	<u>1 0 0 0 g-U</u>
濃縮度 20%以上	<u>2 7 0 g-U</u>	<u>5 0 0 g-U</u>
(4) プルトニウム及びその化合物	<u>2 1 0 g-Pu</u>	<u>1 0 0 0 g-Pu</u>
(5) トリウム及びその化合物	<u>5 0 g-Th</u>	<u>5 0 g-Th</u>
(6) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*	<u>1 1 4 0 g-U・Pu</u>	<u>2 5 0 0 g-U・Pu</u>
* : (6)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。		
(4) F MF (省略)	(2) F MF (変更なし)	項番の繰り上げ
(5) I R A F (省略)	(3) I R A F (変更なし)	項番の繰り上げ
別表第39.1 年間予定使用量（第72条） (省略)	別表第39.1 年間予定使用量（第72条） (変更なし)	

変更前		変更後		備考
別表第40 核燃料物質取扱制限量（第73条） (1) AGF		別表第40 核燃料物質取扱制限量（第73条） (1) AGF		備考
取扱区域	制限量（グラム）*1	取扱区域	制限量（グラム）*1	
ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル	各220	ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル	各220	核燃料物質の使用終了に伴う削除
No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域	3つのセル全体の合計で 220	No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域	3つのセル全体の合計で 220	
No.1-1セル	2,600*2	No.1-1セル	2,600*2	
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
鉛セル全域(No.1-1セル、No.1-2セル、No.1-3セル、No.1-4セル、No.1-5セル、No.1-6セル、No.1-7セル、No.1-8セルの一括区域)	鉛セル全域の合計で 220	鉛セル全域(No.1-1セル、No.1-2セル、No.1-3セル、No.1-4セル、No.1-5セル、No.1-6セル、No.1-7セル、No.1-8セルの一括区域)	鉛セル全域の合計で 220	
化学室全域(化学ボックス、No.1-3グローブボックス、No.1-4グローブボックス、No.1-5グローブボックス、 <u>フード5、フード6</u> の一括区域)	化学室全域の合計で 220 <u>但し、フードについては 220のうち各0.016とする</u>	化学室全域(化学ボックス、No.1-3グローブボックス、No.1-4グローブボックス、No.1-5グローブボックスの一括区域)	化学室全域の合計で 220	
実験室全域(No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックス、 <u>フード3、フード4</u> の一括区域)	実験室全域の合計で 220 <u>但し、フードについては 220のうち各0.016とする</u>	実験室全域(No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックスの一括区域)	実験室全域の合計で 220	
ホット工作室全域(No.1-7グローブボックス、No.1-8グローブボックスの一括区域)	ホット工作室全域の合計で 220	ホット工作室全域(No.1-7グローブボックス、No.1-8グローブボックスの一括区域)	ホット工作室全域の合計で 220	
恒温室(No.1-6グローブボックス)	220	恒温室(No.1-6グローブボックス)	220	核燃料物質の使用終了に伴う削除
測定室全域(No.1-2グローブボックス、質量分析用グローブボックスの一括区域)	測定室全域の合計で 220	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
キャスク	1キャスクにつき 2,600*2	キャスク	1キャスクにつき 2,600*2	F MFへキャスク移管のため削除

変更前	変更後	備考
(2) MMF	(削る)	施行令第41条非該当のため削除
取扱区域	制限量 (グラム) * <sup>1</sup>	
施設全体	220	
[REDACTED]	[REDACTED]	
[REDACTED]	[REDACTED]	
キャスク	キャスク2基の合計で	
キャスク2	220 * <sup>2</sup> * <sup>3</sup>	
* 1 : ウラン235及びプルトニウム全核種の合計量について適用する。		
* 2 : 乾燥系に限る。		
* 3 : 天然ウラン、劣化ウラン以外については密封に限る。		
注 ; FMF及びAGFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量かつ施設全体の制限量に従う。		
(3) MMF-2	(削る)	施行令第41条非該当のため削除
取扱区域	制限量 (グラム) * <sup>1</sup>	
施設全体	440	
[REDACTED]	[REDACTED]	
No. 2-1セル	220	
No. 2-2セル	440 * <sup>2</sup> * <sup>3</sup>	
No. 3セル	220 * <sup>3</sup>	
[REDACTED]	[REDACTED]	
* 1 : ウラン235及びプルトニウム全核種の合計量について適用する。		
* 2 : 乾燥系に限る。		
* 3 : 天然ウラン、劣化ウラン以外については密封に限る。		
注 ; FMF及びAGF並びにMMFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量かつ施設全体の制限量に従う。		



変更前		変更後		備考
	<p>1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム</p>		<p>1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム</p>	
クリーンセル	(燃料集合体又はピンを100mmΦ以下の容器で取扱う場合) * <sup>2</sup> 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム('もんじゅ'外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、クリーンセル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	クリーンセル	(燃料集合体又はピンを100mmΦ以下の容器で取扱う場合) * <sup>2</sup> 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム('もんじゅ'外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、クリーンセル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
各ワークステーション				
ラジオグラフィセル	3,220 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 35,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム } * <sup>1</sup>	ラジオグラフィセル	3,220 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 35,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム } * <sup>1</sup>	
金相セル	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	金相セル	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
ホットリペア室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	ホットリペア室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
コンタクトリペア室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	コンタクトリペア室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
		電顕室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
		実験室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
				核燃料物質の使用場所の追加に伴う

変更前		変更後		備考
キャスクカバー	2,830 - プルトニウム 7,560 - 濃縮ウラン 10,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	キャスクカバー	2,830 - プルトニウム 7,560 - 濃縮ウラン 10,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	変更
集合体キャスク	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取り扱う場合) * <sup>2</sup> 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	集合体キャスク	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取り扱う場合) * <sup>2</sup> 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
キャスク 1	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	キャスク 1	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
キャスク 2	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	キャスク 2	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
キャスク 3	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	キャスク 3	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
キャスク 4	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	キャスク 4	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
キャスク 5	580 - プルトニウム 600 - 濃縮ウラン 9,650 - 劣化ウラン	キャスク 5	580 - プルトニウム 600 - 濃縮ウラン 9,650 - 劣化ウラン	MMF からのキャスクの移管に伴う追加
第2試験セル全体  (■を含む)		第2試験セル全体  (■を含む)		
第2除染セル	(燃料集合体の場合) * <sup>2</sup> 30,040 - プルトニウム	第2除染セル	(燃料集合体の場合) * <sup>2</sup> 30,040 - プルトニウム	

変更前		変更後		備考
各ワークステーション	<p>9,350 - 濃縮ウラン 256,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (ピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *<sup>2</sup> 4,500 - プルトニウム 4,730 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム('もんじゅ'外側炉心ピンに対して) 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、第2除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 31,320 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 259,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム</p>	<p>9,350 - 濃縮ウラン 256,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (ピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *<sup>2</sup> 4,500 - プルトニウム 4,730 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム('もんじゅ'外側炉心ピンに対して) 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、第2除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 31,320 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 259,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム</p>	<p>8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム</p>	<p>8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム</p>
C T 検査室	<p>8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム</p>	C T 検査室	<p>8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム</p>	* 1 : 乾燥系に限る。 * 2 : 形状管理による条件。 注 ; AGF 及び MMF のキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。 (5) I R A F (省略)
				* 1 : 乾燥系に限る。 * 2 : 形状管理による条件。 注 ; AGF のキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。 (3) I R A F (変更なし)

変更前	変更後	備考																																
別表第4 1 巡視（第65条、第77条）	別表第4 1 巡視（第65条、第77条）																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>巡視項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セル等<sup>*1</sup> フード<sup>*1</sup></td><td>イ 差圧（フードにあっては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ<sup>*2</sup>の指示温度</td></tr> <tr> <td>廃棄物処理設備<sup>*3</sup></td><td>外観点検</td></tr> <tr> <td>廃液設備</td><td></td></tr> <tr> <td>廃液処理装置<sup>*4</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td>イ 電流 ロ 電圧</td></tr> <tr> <td>無停電電源設備<sup>*5</sup></td><td>電圧</td></tr> <tr> <td>換気設備<sup>*6</sup></td><td>フィルタ差圧</td></tr> </tbody> </table>	設備区分	巡視項目	セル等 <sup>*1</sup> フード <sup>*1</sup>	イ 差圧（フードにあっては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ <sup>*2</sup> の指示温度	廃棄物処理設備 <sup>*3</sup>	外観点検	廃液設備		廃液処理装置 <sup>*4</sup>		電源設備	イ 電流 ロ 電圧	無停電電源設備 <sup>*5</sup>	電圧	換気設備 <sup>*6</sup>	フィルタ差圧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>巡視項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セル等<sup>*1</sup> フード<sup>*1</sup></td><td>イ 差圧（フードにあっては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ<sup>*2</sup>の指示温度</td></tr> <tr> <td>廃棄物処理設備<sup>*3</sup></td><td>外観点検</td></tr> <tr> <td>廃液設備</td><td></td></tr> <tr> <td>廃液処理装置<sup>*4</sup></td><td></td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td>イ 電流 ロ 電圧</td></tr> <tr> <td>無停電電源設備<sup>*5</sup></td><td>電圧</td></tr> <tr> <td>換気設備<sup>*6</sup></td><td>フィルタ差圧</td></tr> </tbody> </table>	設備区分	巡視項目	セル等 <sup>*1</sup> フード <sup>*1</sup>	イ 差圧（フードにあっては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ <sup>*2</sup> の指示温度	廃棄物処理設備 <sup>*3</sup>	外観点検	廃液設備		廃液処理装置 <sup>*4</sup>		電源設備	イ 電流 ロ 電圧	無停電電源設備 <sup>*5</sup>	電圧	換気設備 <sup>*6</sup>	フィルタ差圧	
設備区分	巡視項目																																	
セル等 <sup>*1</sup> フード <sup>*1</sup>	イ 差圧（フードにあっては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ <sup>*2</sup> の指示温度																																	
廃棄物処理設備 <sup>*3</sup>	外観点検																																	
廃液設備																																		
廃液処理装置 <sup>*4</sup>																																		
電源設備	イ 電流 ロ 電圧																																	
無停電電源設備 <sup>*5</sup>	電圧																																	
換気設備 <sup>*6</sup>	フィルタ差圧																																	
設備区分	巡視項目																																	
セル等 <sup>*1</sup> フード <sup>*1</sup>	イ 差圧（フードにあっては吸引状態） ロ セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ <sup>*2</sup> の指示温度																																	
廃棄物処理設備 <sup>*3</sup>	外観点検																																	
廃液設備																																		
廃液処理装置 <sup>*4</sup>																																		
電源設備	イ 電流 ロ 電圧																																	
無停電電源設備 <sup>*5</sup>	電圧																																	
換気設備 <sup>*6</sup>	フィルタ差圧																																	
*1 : AGF、MMF、MMF-2、FMF、WDF及びJWT F設備 *2 : AGF設備及びWDF設備 *3 : JWT F設備 *4 : AGF設備及びWDF設備 *5 : AGF、MMF、MMF-2、FMF、WDF及びIRAF設備 *6 : 管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る	*1 : AGF、FMF、WDF及びJWT F設備 *2 : AGF設備及びWDF設備 *3 : JWT F設備 *4 : AGF設備及びWDF設備 *5 : AGF、FMF、WDF及びIRAF設備 *6 : 管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る	施行令第41条非該当のため削除																																
別表第4 2 (省略)	別表第4 2 (変更なし)	施行令第41条非該当のため削除																																
別表第4 3 漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するための制限（第74条）	別表第4 3 漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するための制限（第74条）																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>制限<sup>*1</sup></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) AGF</td><td>1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下<sup>*2</sup> 2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下<sup>*3</sup> 3. 上記1項及び2項を同時に使う場合 <math display="block">\frac{\text{切断及び研磨代}}{6 \text{ mm}^{\ast 2}} + \frac{\text{粉体試料量}}{150 \text{ g}^{\ast 3}} \leq 1</math></td></tr> <tr> <td>(2) MMF</td><td>粉体の核燃料物質が発生する脱ミート後の燃料被覆管（以下「脱ミート後燃料被覆管」という。）を扱う際の長さは、被覆管長さ160cm以下<sup>*4</sup></td></tr> <tr> <td>(3) MMF-2</td><td>1. 燃料の脱ミートは押し出し式に限る。 2. 脱ミート後燃料被覆管を扱う際の長さは、被覆管長さ320cm以下<sup>*4</sup></td></tr> <tr> <td>(4) FMF</td><td>切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下<sup>*2</sup></td></tr> </tbody> </table>	施設名	制限 <sup>*1</sup>	(1) AGF	1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下 <sup>*2</sup> 2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下 <sup>*3</sup> 3. 上記1項及び2項を同時に使う場合 $\frac{\text{切断及び研磨代}}{6 \text{ mm}^{\ast 2}} + \frac{\text{粉体試料量}}{150 \text{ g}^{\ast 3}} \leq 1$	(2) MMF	粉体の核燃料物質が発生する脱ミート後の燃料被覆管（以下「脱ミート後燃料被覆管」という。）を扱う際の長さは、被覆管長さ160cm以下 <sup>*4</sup>	(3) MMF-2	1. 燃料の脱ミートは押し出し式に限る。 2. 脱ミート後燃料被覆管を扱う際の長さは、被覆管長さ320cm以下 <sup>*4</sup>	(4) FMF	切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下 <sup>*2</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>制限<sup>*1</sup></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) AGF</td><td>1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下<sup>*2</sup> 2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下<sup>*3</sup> 3. 上記1項及び2項を同時に使う場合 <math display="block">\frac{\text{切断及び研磨代}}{6 \text{ mm}^{\ast 2}} + \frac{\text{粉体試料量}}{150 \text{ g}^{\ast 3}} \leq 1</math></td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) FMF</td><td>切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下<sup>*2</sup></td></tr> </tbody> </table>	施設名	制限 <sup>*1</sup>	(1) AGF	1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下 <sup>*2</sup> 2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下 <sup>*3</sup> 3. 上記1項及び2項を同時に使う場合 $\frac{\text{切断及び研磨代}}{6 \text{ mm}^{\ast 2}} + \frac{\text{粉体試料量}}{150 \text{ g}^{\ast 3}} \leq 1$	(削る)		(削る)		(2) FMF	切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下 <sup>*2</sup>	施行令第41条非該当のため削除 施行令第41条非該当のため削除 項番の繰り上げ												
施設名	制限 <sup>*1</sup>																																	
(1) AGF	1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下 <sup>*2</sup> 2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下 <sup>*3</sup> 3. 上記1項及び2項を同時に使う場合 $\frac{\text{切断及び研磨代}}{6 \text{ mm}^{\ast 2}} + \frac{\text{粉体試料量}}{150 \text{ g}^{\ast 3}} \leq 1$																																	
(2) MMF	粉体の核燃料物質が発生する脱ミート後の燃料被覆管（以下「脱ミート後燃料被覆管」という。）を扱う際の長さは、被覆管長さ160cm以下 <sup>*4</sup>																																	
(3) MMF-2	1. 燃料の脱ミートは押し出し式に限る。 2. 脱ミート後燃料被覆管を扱う際の長さは、被覆管長さ320cm以下 <sup>*4</sup>																																	
(4) FMF	切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下 <sup>*2</sup>																																	
施設名	制限 <sup>*1</sup>																																	
(1) AGF	1. 粉体の核燃料物質が発生する切断及び研磨における切断及び研磨代（以下「切断及び研磨代」という。）の長さは、燃料長さ6mm以下 <sup>*2</sup> 2. 容器に収納されていない粉体の核燃料物質を扱う際の量（以下「粉体試料量」という。）は、150g以下 <sup>*3</sup> 3. 上記1項及び2項を同時に使う場合 $\frac{\text{切断及び研磨代}}{6 \text{ mm}^{\ast 2}} + \frac{\text{粉体試料量}}{150 \text{ g}^{\ast 3}} \leq 1$																																	
(削る)																																		
(削る)																																		
(2) FMF	切断及び研磨代の長さは、燃料長さ279mm以下 <sup>*2</sup>																																	

変更前	変更後	備考
<p>* 1 : 施設全体での制限とする。</p> <p>* 2 : 「常陽」 MK-III内側炉心燃料を基準とし、飛散した核燃料物質を回収して容器に収納するまでの切断及び研磨代の長さの合計</p> <p>* 3 : MA酸化物を 20 %含む粉体のMA試料を基準とし、扱った粉体の核燃料物質を容器に収納するまでの合計重量</p> <p><u>* 4 : 「常陽」 MK-III内側炉心燃料の燃料被覆管を基準とし、飛散した核燃料物質を回収して容器に収納するまでの脱ミート後燃料被覆管の長さの合計</u></p>	<p>* 1 : 施設全体での制限とする。</p> <p>* 2 : 「常陽」 MK-III内側炉心燃料を基準とし、飛散した核燃料物質を回収して容器に収納するまでの切断及び研磨代の長さの合計</p> <p>* 3 : MA酸化物を 20 %含む粉体のMA試料を基準とし、扱った粉体の核燃料物質を容器に収納するまでの合計重量</p> <p><u>(削る)</u></p>	施行令第41条非該当のため削除
別表第4.4 酸化処理に関する作業における作業員の力量（第74条の3）	<u>(削る)</u>	燃研棟貯蔵容器の酸化処理作業終了に伴う記載の削除

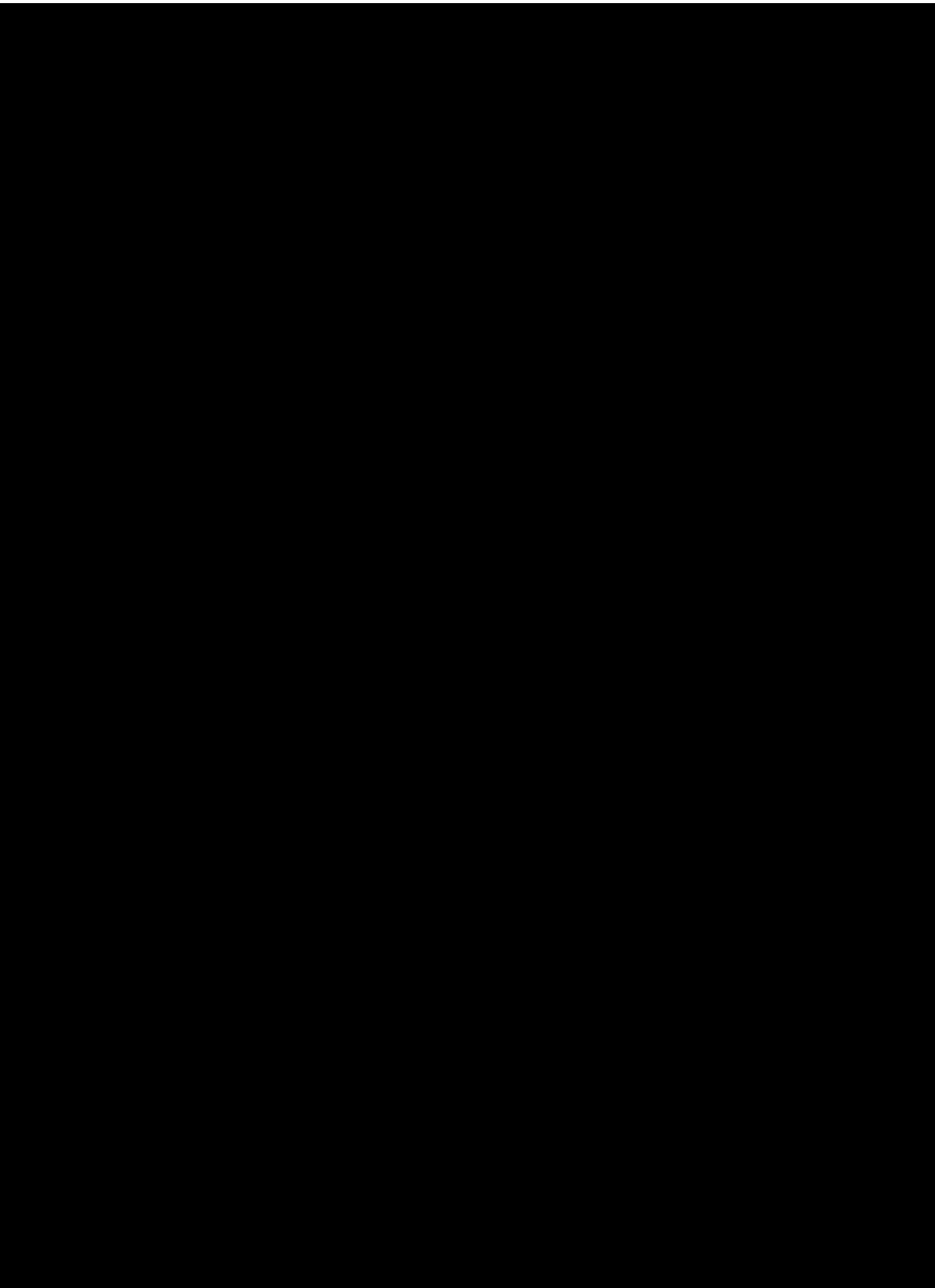
評価項目	移動作業	バッグイン・ バッグアウト 作業	酸化処理
グローブボックス作業 (No.5G B)		○	○
グローブボックス作業 (No.15G B)		○	○
小型焼成用加熱炉の取扱い			○
液体クロマトグラフィー (前処理炉含む。) の取扱い			○
核燃料物質等の臨界管理	○	○	○
核燃料物質の取扱い	○	○	○
放射線作業の管理	○	○	○
非常の場合に採るべき措置	○	○	○
現場作業の安全確保	○	○	○
グリーンハウスの設置	○	○	○

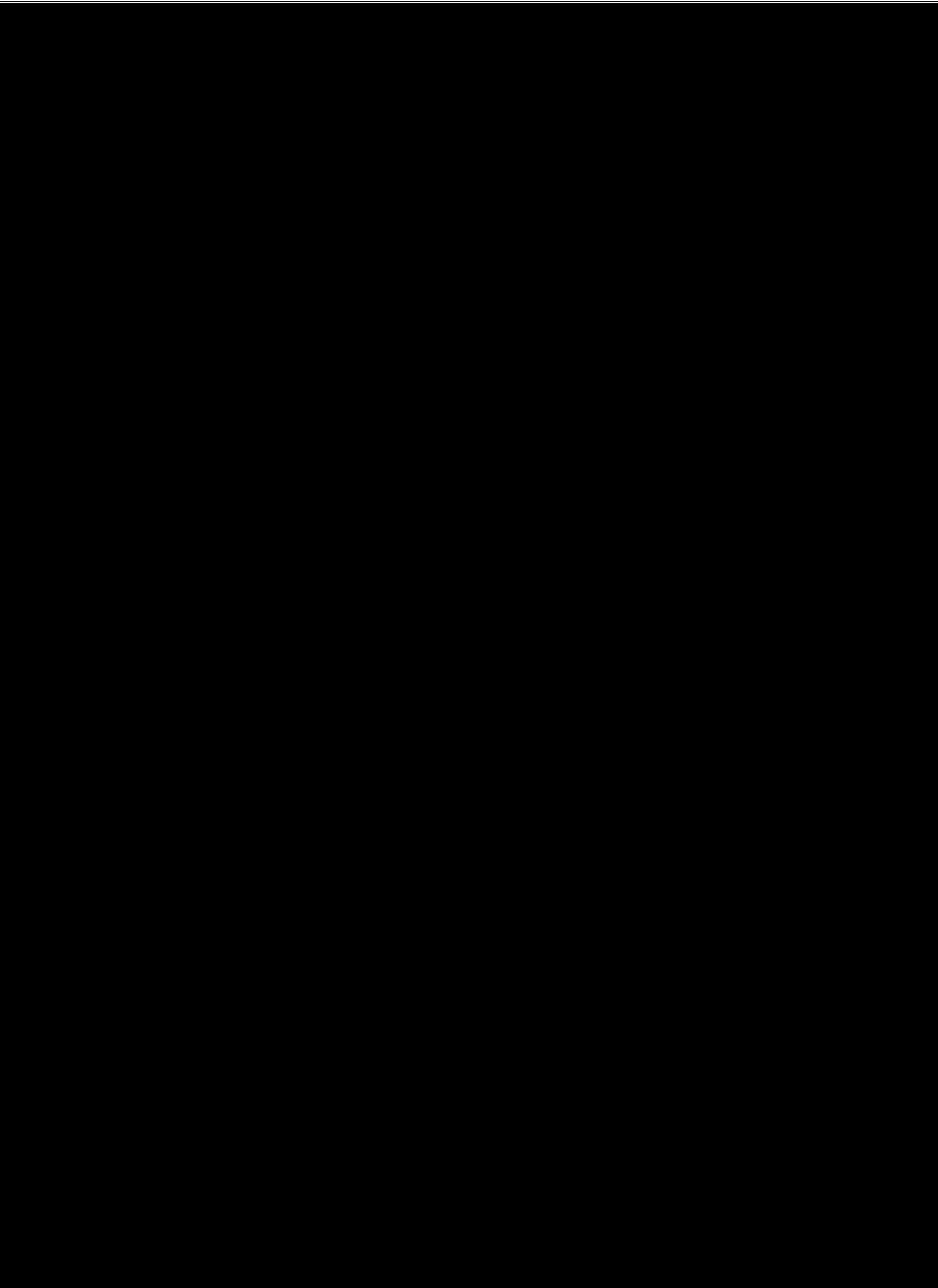
変更前	変更後	備考
別 図	別 図	

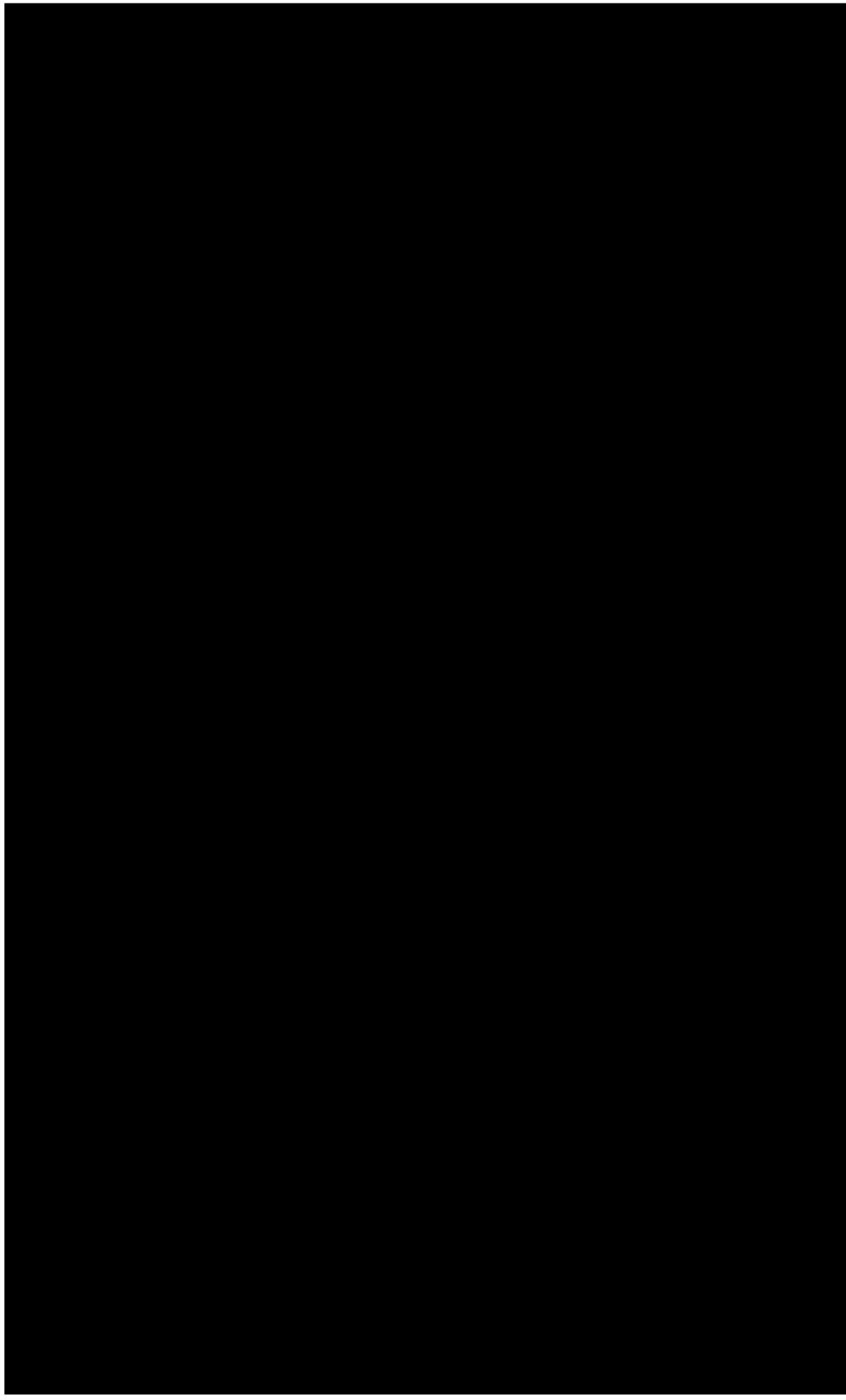
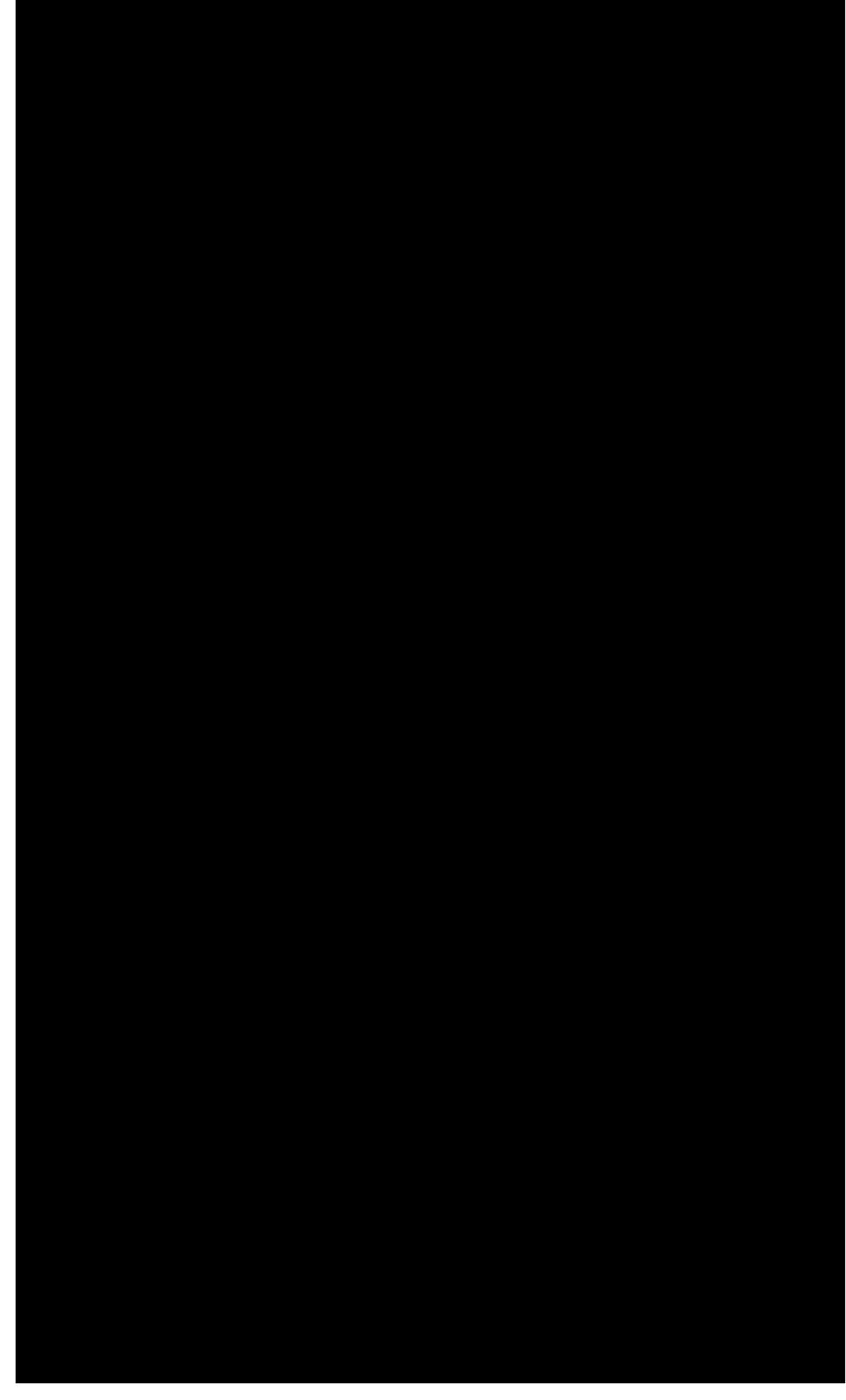
変更前	変更後	備考
<pre> graph TD     A[理事長] --- B[統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者)]     A --- C[中央安全審査・品質保証委員会]     A --- D[安全・核セキュリティ統括部長 (本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者)]     A --- E[契約部長]      C --- F[大洗研究所担当理事 (大洗研究所の管理責任者)]     F --- G[大洗研究所長]      G --- H[使用施設等安全審査委員会]     G --- I[品質保証推進委員会]     H --- J[核燃料取扱主務者]     I --- K[原子力施設検査室長]      K --- L[環境保全部長]     L --- M[環境技術開発センター長]     L --- N[環境試験課長]     M --- O[燃料材料開発部長]     M --- P[高速実験炉部長]     M --- Q[放射線管理部長]     M --- R[安全管理部長]     O --- S[材料試験課長]     O --- T[燃料試験課長]     O --- U[集合体試験課長]     O --- V[燃料技術開発課長]     P --- W[高速炉サイクル研究開発センター長]     P --- X[高速炉第1課長]     P --- Y[高速炉第2課長]     Q --- Z[調達課長]     Q --- AA[放射線管理第1課長]     Q --- BB[核物質管理課長]     Q --- CC[危機管理課長]     Q --- DD[施設安全課長]     R --- EE[安全対策課長]   </pre> <p>別図第1 使用施設等の管理組織（第4条）</p>	<pre> graph TD     A[理事長] --- B[統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者)]     A --- C[中央安全審査・品質保証委員会]     A --- D[安全・核セキュリティ統括部長 (本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者)]     A --- E[契約部長]      C --- F[大洗研究所担当理事 (大洗研究所の管理責任者)]     F --- G[大洗研究所長]      G --- H[使用施設等安全審査委員会]     G --- I[品質保証推進委員会]     H --- J[核燃料取扱主務者]     I --- K[原子力施設検査室長]      K --- L[環境保全部長]     L --- M[環境技術開発センター長]     L --- N[環境試験課長]     M --- O[燃料材料開発部長]     M --- P[高速実験炉部長]     M --- Q[放射線管理部長]     M --- R[安全管理部長]     O --- S[材料試験課長]     O --- T[燃料試験課長]     O --- U[集合体試験課長]     O --- V[燃料技術開発課長]     P --- W[高速炉サイクル研究開発センター長]     P --- X[高速炉第1課長]     P --- Y[高速炉第2課長]     Q --- Z[調達課長]     Q --- AA[放射線管理第1課長]     Q --- BB[核物質管理課長]     Q --- CC[危機管理課長]     Q --- DD[施設安全課長]     R --- EE[安全対策課長]   </pre> <p>別図第1 使用施設等の管理組織（第4条）</p>	施行令第41条非該当のため削除

別図第2～別図第3（省略）

別図第2～別図第3（変更なし）

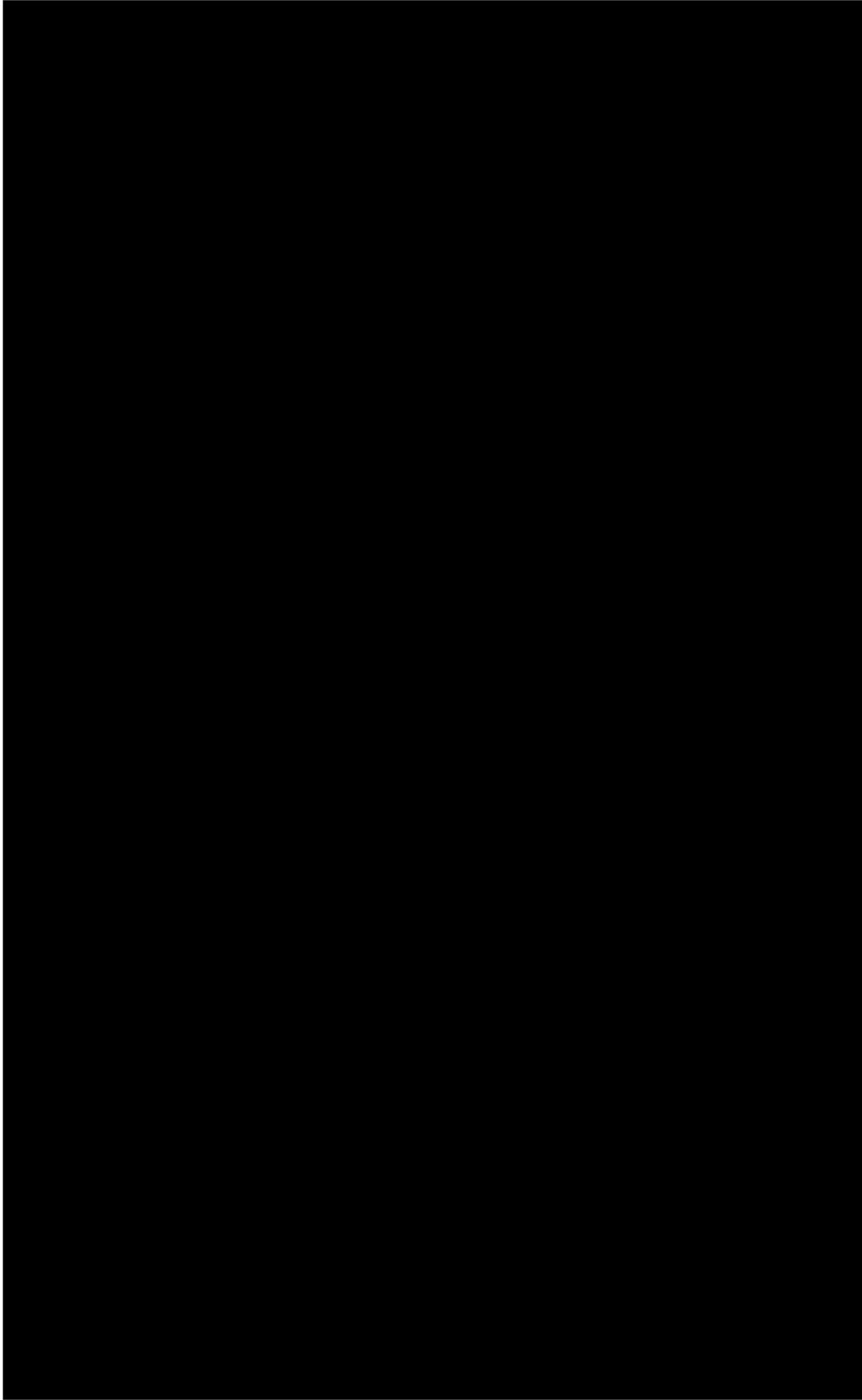
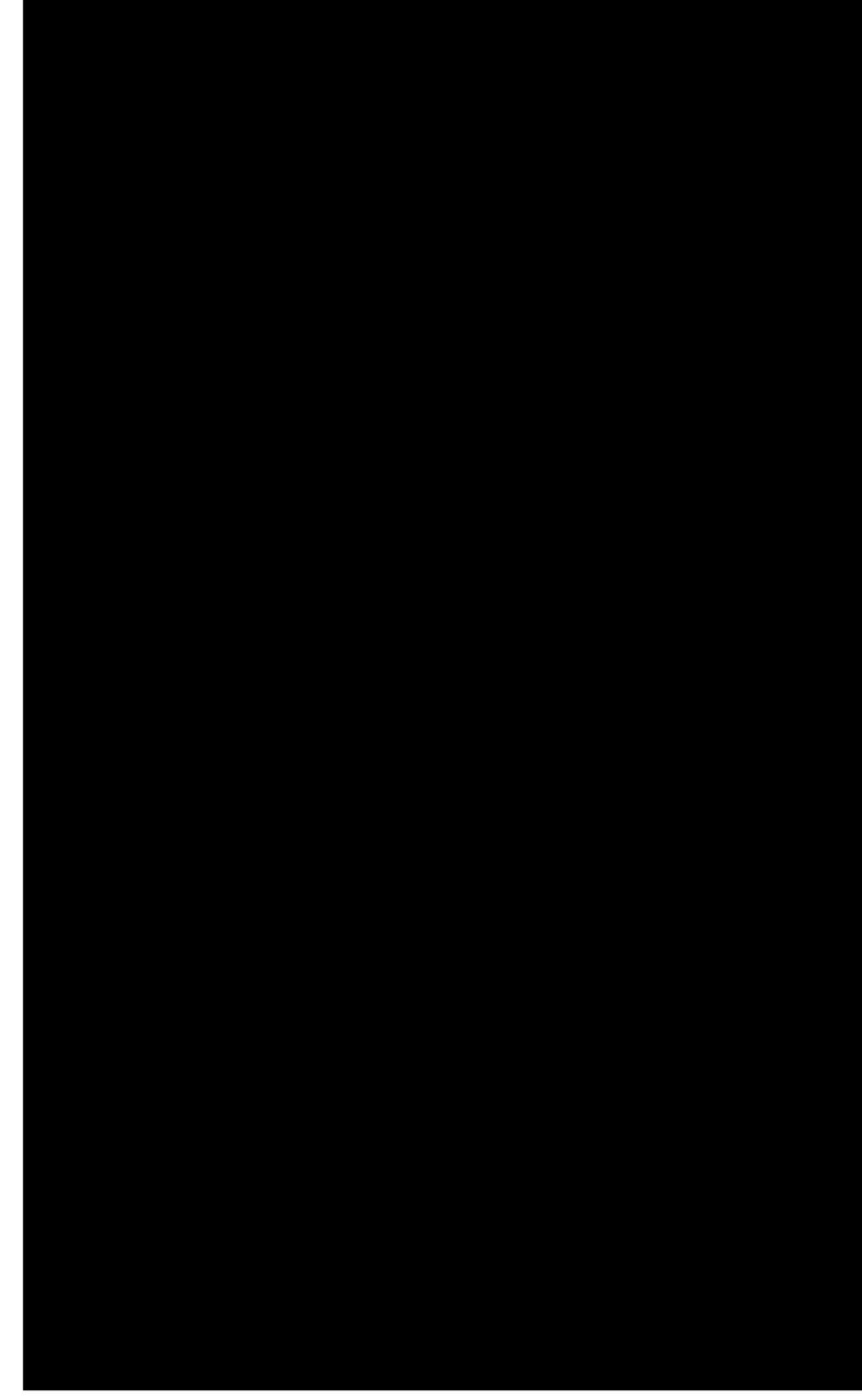
変更前	変更後	備考
 別図第4 <u>MMF管理区域図（第31条、第64条）</u>	別図第4 削除	施行令第41条非該当のため削除

変更前	変更後	備考
 別図第5 <u>MMF-2 管理区域図 (第31条)</u>	別図第5 削除	施行令第41条非該当のため削除

変更前	変更後	備考
		使用場所の追加 に伴う部屋名称 の変更

別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）

別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）

変更前	変更後	備考
		
<p>別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）</p> <p>別図第7～別図第11（省略）</p>	<p>別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）</p> <p>別図第7～別図第11（変更なし）</p>	